

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>  
ホームページ



2023年  
(令和5年)  
6月5日  
第1205号

## 労働保険料(第1期)の 納付期限は6月30日です

※労働保険料は、所定の期限までに納付しないと労働局から督促されます。その督促をうけ、それに指定された期限までにこれを納付しないと、法定期限の翌日からその完納の前日までの日数により計算された延滞金を徴収されます(年14.6%の率)。



### 《予定表》

- 6/5(月) 全国業者婦人決起集会(永田町)
- 6/12(月) 弁護士による無料法律相談(要予約) 13:00～
- 6/25(日) 集団健康診断(おおみや診療所)
- 7/11(火) 婦人部総会(木曽路 大宮店) 12:00～

## 2024年1月から始まる 電子帳簿保存法 とは？

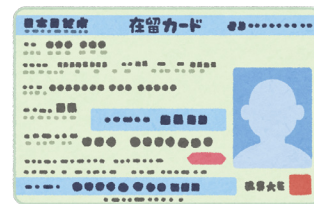
電帳法は、請求書や領収書・レシートなど帳票類の全てを改ざん防止(※タイムスタンプ等)措置を講じて電子化して保存し、①日付 ②金額 ③取引先名で検索できるようにしておきなさい、という制度です。

しかし最近、上記のシステムを導入できない相当の理由(資金面で厳しい等)があれば、電子データで受け取った帳票類だけを電子データでフォルダ内に保存しておけばOKになりました。事務処理規定を作成しておけばタイムスタンプも必要ありません。この制度は今後も変更される可能性があるため、要注目です。

※電子データの手続きが行なわれた日時を証明するサービス。電帳法では、発行から2か月以内に押す必要がある。有料。

## 外国人労働者を雇用している事業所は 在留カードの期限切れに注意！

在留カードの更新は原則、在留期間(満了日)の概ね3か月前から可能です。事業主は、外国籍従業員の在留期限が切れていないか、確認しましょう。



## 雇用保険・社保等の手続きに必要

雇用保険の加入・各種変更や脱退の手続き時には、最新の在留カードの情報が必要となります。最新の在留カードの写しを事業所で保管しておきましょう。

## 参加者募集中 全国業者婦人決起集会

日時:6月5日(月) 13:00～15:00  
会場:永田町 ①衆議院第1議員会館・大会議室  
②ビジョンセンター永田町  
③JA 共済ビル カンファレンスホール

上記①～③の会場のいずれかになります(いずれも永田町駅から徒歩5分圏内)。

参加者には婦人部から行動費と交通費が支給されます。参加希望者は民商までご連絡ください。



## 入荷しました! 大宮民商事務所で販売中

### 鳥原手延べそうめん

- 1kg(20束)入り 1,300円
  - 2kg(40束)入り 2,200円
  - ゴマそうめん(金ごま・黒ごま)  
1kg(18束)入り 1,400円
- (全て税込)

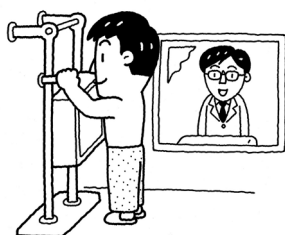


## 共済会 集団健康診断

日時:6月25日(日) 受付時間 8:15～11:00

場所:おおみや診療所  
さいたま市指扇 1100-2  
☎ 048-624-0238

共済会加入者には最大3,000円の実費補助あり。



祝 インボイス制度を止めるために  
20万筆突破! 電子署名にご協力ください

目標 30万筆!



QRコード

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉はごろもフーズ(株)はシーチキンを8月1日の出荷分からおよそ13.5%値上げすると発表。昨年7月、9月、今年1月に続き4度目の値上げ。

## さいたま市の物価対策としての、給付金について

地方自治体が「地域の実情」に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、平成4年度の予備費で予算化されたものですが、さいたま市は上乗せなし。

5/3 更新の、さいたま市のホームページから作成しています。

1世帯3万円の給付金		1児童5万円の給付金
平成5年度 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金	正式名称	子育て世帯生活支援特別給付金
●令和5年6月1日現在で住民登録がある (1)令和5年度住民税非課税世帯 世帯全員の令和5年度分の住民税 均等割が非課税である世帯 (送られてくる案内に返信する) (2)家計急変世帯 失職等で家計が急変し、世帯全員の令和 5年1~6月までの収入が住民税非課税 世帯と同様の事情と認められる世帯 (家計急変世帯は要申請)	対象	(1)児童扶養手当受給者等 (低所得のひとり親世帯)  (2)上記以外の市民税が非課税の 子育て世帯 (その他低所得の子育て世帯)
1世帯3万円	支給金額	1児童当たり5万円
全額が国負担 市で約43億円	予算	全額が国負担 市で約12億円
(1) 令和5年度住民税非課税世帯 7月上旬頃にお知らせを郵送	通知と振込 ①	(1)の児童扶養手当受給世帯と (2)の平成4年に受給世帯は 5月31日(水)予定
(2) 家計急変世帯は 7月上旬頃に申請の受付開始	通知と振込 ②	家計急変世帯は、申請が必要 申請の詳細は今後
福祉総務課 給付金担当 電話番号 : 048-829-1544 ファックス : 048-829-1961	問い合わせ先	子育て支援課 手当係 電話番号 : 048-829-1270 ファックス : 048-829-1960

